

～村田町定住促進事業補助金のご案内～

「村田に住みたい」を応援します！

新築・中古住宅を取得された方へ



対象者

今回住宅を購入する「**転入世帯**」(過去3年間町に住所なし)

または

現在村田町に住んでいる中学生以下の子を養育する「**子育て世帯**」

かつ、

- 平成26年4月1日以後に、村田町への定住を目的に**売買により土地を契約し**、住宅を取得した方。
- 助成対象者及び同一世帯全員に町税などの滞納がない方。
- 住宅取得後、継続して5年以上居住する方。(5年以内に転出した場合は、補助金返還となりますのでご注意ください。)

※相続・贈与・その他取得対価を伴わない事由により「土地」を取得した場合は対象となりません。

補助額

最高
50万円

20万円

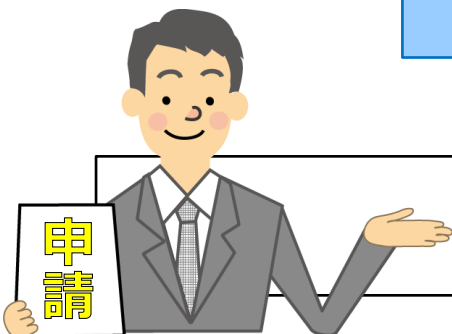
(町内業者により住宅を新築する場合)

30万円

15万円

中古住宅の場合

新築住宅の場合



申請の際は、企画財政課まちづくり推進班へお問い合わせください。
申請に必要な書類のご説明をいたします。

◆お申し込み・お問い合わせ : 村田町役場 企画財政課 まちづくり推進班
〒989-1392 宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6番地
TEL : 0224-83-2112 / FAX : 0224-83-5740
Mail : mura-kik@town.murata.miyagi.jp
HP アドレス : <http://www.town.murata.miyagi.jp/>

